

(平成22年6月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 6 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から44年3月まで

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認してもらったところ、昭和36年12月から44年3月までの国民年金については、保険料を還付したことにより未加入期間となっている、と説明を受けたが、還付を受けた記憶は無く、還付通知を受け取った覚えも無い。

また、国民年金手帳に領収印が押されているにもかかわらず、未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳の国民年金印紙検認記録により、申立人の主張どおり、昭和36年12月から44年3月までの国民年金保険料を納付したことが確認できる。

一方、申立人の国民年金被保険者資格の喪失日は、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）に昭和36年12月1日と記載されているところ、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録を見ると、申立人は、同日から48年6月21日までの期間において、申立人の夫の被扶養配偶者であったことが確認できることから、申立人の夫が同年同月ころ、厚生年金保険から国民年金への加入切替手続を行った際に、申立人の申立期間に係る国民年金被保険者種別は本来、第1号被保険者ではなく任意加入被保険者であることが判明したため、36年12月1日にさかのぼって申立人の被保険者資格が喪失されたものと推認される。

しかしながら、厚生年金保険被保険者の被扶養配偶者については、国

民年金の任意加入の対象者であっても、国民年金第1号被保険者のまま種別変更手続を行うことなく国民年金保険料が納付されている場合には、任意加入被保険者としての申出があったものとみなすこととされていることから、保険料納付後に国民年金の被保険者加入資格をさかのぼって喪失させるなど、行政上の事務処理に不手際があったことがうかがわれ、申立期間については、国民年金保険料納付済期間とする必要がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和36年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から同年10月26日まで

私の亡き夫はA社に昭和27年4月から61年9月まで勤務したが、社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として確認できないと回答されたが納得できない。

亡き夫はB本店より、昭和33年1月にC営業所に転勤となり、C営業所よりD営業所に転勤し、36年4月から61年9月までA社のE部に勤務していた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、複数の同僚の証言から、申立人はA社に継続して勤務し(A社F工場から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の異動日については、申立人の妻は、「亡き夫は、昭和36年4月にA社D営業所から同社E部に転勤し、61年9月まで勤務していた。」と主張しているところ、同社F工場の元社会保険事務担当者は、「申立人が勤務したとする同社D営業所は、同社F工場の管轄であり、同社E部は、同社B工場の管轄であった。」と供述していることから、申立人

が同社F工場から同社B工場に異動したのは、昭和36年4月1日とすることが妥当である。

さらに、当該事業所の元取締役の一人は、「すべての従業員について社会保険を適用させていたので、一人だけ記録が抜けているのはおかしい。」と供述しており、他の元取締役の一人は、「一部期間の厚生年金記録が抜けている理由は分からない。会社のミスかもしれない。」と供述し、元社会保険事務担当者は、「継続勤務している途中で従業員の厚生年金保険被保険者記録が途切れることは考えられない。会社の誤りか、社会保険事務所の誤りである。」と供述しているほか、申立人を記憶している元同僚6人は、「申立人は継続して勤務していた。一部期間だけ厚生年金保険の記録の確認ができない理由は分からない。」と述べている。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間前後のオンライン記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元取締役等は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和41年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月31日から同年4月1日まで
ねんきん特別便には、A社C支店の資格喪失日が昭和41年3月31日になっているものの、私の亡き夫は、A社に31年3月入社し、平成3年まで継続して勤務している。

申立期間については、昭和41年3月31日までC支店に勤務し、人事異動により同年4月1日からD支店に勤務したので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主が保管している人事カード及び事業所の回答から判断すると、申立人が当該事業所に継続して勤務し（昭和41年4月1日にA社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間前後の厚生年金保険被保険者原票の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所の人事部長は、「当時の資料が無く不明であるが、当時は各支店での事務手続であり、事務担当者の錯誤によるものと考えられる。」と回答していることから、事業主が、申立人に係る申立期間の資格喪失日を昭和 41 年 3 月 31 日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年 3 月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間について、A社B工場の事業主は、申立人が昭和51年1月12日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年9月12日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和51年1月から同年7月までは6万円、同年8月は7万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月12日から同年9月12日まで

私は、A社B工場において、季節労働的に長年従事していたが、申立期間の厚生年金保険加入記録だけが確認できないとの回答をもらった。

当時は、厚生年金基金にも加入していたし、業務内容にも特段の変化はなかったはずである。

同様に働いていた同僚数人の名前を挙げるので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間における雇用保険の加入記録及び申立人が名前を挙げた3人の元同僚の証言から、申立人がA社B工場に勤務していたことは認められる。

また、申立人の申立期間と同一の期間について、A社B工場における厚生年金保険被保険者記録が確認できる元同僚二人は、「申立人とは、申立期間も含めて長年一緒に働いていた。全く一緒の勤務条件であったのに、申立人の申立期間の厚生年金保険加入記録だけが無いのはおかしい。」と証言している上、当該事業所本社は、「当時、臨時従業員であっ

ても社会保険に加入する条件を満たしている者については加入させていた。」と回答している。

さらに、C連合会の管理する中脱記録照会（回答票）から、申立人は、申立期間についてD年金基金に加入していることが確認できる。

加えて、D年金基金は、平成16年4月26日付けをもって解散していることから、現在のE年金基金に照会したところ、「A社では、厚生年金基金に加入した昭和47年以降、資格取得・喪失届は裏カーボンのついた複写式の様式を使用しており、社会保険事務所用、厚生年金基金用、健康保険組合用となっていた。各工場では、その様式を使い、同一内容の書類を社会保険事務所、厚生年金基金双方に提出していた。」と証言している。

なお、A社B工場における厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立期間の始期である昭和51年1月12日に被保険者資格を取得したと思われる被保険者整理番号に申立人の記録である可能性が高い欠番が一つ見られるほか、前記の元同僚の一人について、当該申立期間の原票の記載が後に取得した被保険者資格の記録となっているなど、社会保険事務所の年金記録の管理状況が適切でなかったことがうかがわれる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社B工場の事業主は、申立人が、昭和51年1月12日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年9月12日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

また、標準報酬月額については、C連合会が管理する「中脱記録照会（回答票）」の記録により、昭和51年1月から同年7月までは6万円、同年8月は7万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る A 社における申立期間の標準賞与額に係る記録を 43 万 8,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 10 日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が正しい金額で控除されているが、当該賞与に係る標準賞与額の社会保険事務所（当時）への届出について、事業主が支給額を基にして算定した額である 43 万 8,000 円と届出すべきところ、誤って各種保険料控除後の金額を基に算定した額である 34 万 4,000 円として届出を行った。

事業主は誤りを認め、社会保険事務所に当該賞与に係る訂正届出を行ったが、既に 2 年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、記録の訂正もできないので、申立期間の標準賞与額を 43 万 8,000 円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立人に係る賃金台帳により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与として 43 万 8,300 円の支払を受け、その主張する標準賞与額（43 万 8,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額（43万8,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る A 社における申立期間の標準賞与額に係る記録を 23 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 10 日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が正しい金額で控除されているが、当該賞与に係る標準賞与額の社会保険事務所（当時）への届出について、事業主が支給額を基にして算定した額である 23 万 5,000 円と届出すべきところ、誤って各種保険料控除後の金額を基に算定した額である 19 万 9,000 円として届出を行った。

事業主は誤りを認め、社会保険事務所に当該賞与に係る訂正届出を行ったが、既に 2 年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、記録の訂正もできないので、申立期間の標準賞与額を 23 万 5,000 円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立人に係る賃金台帳により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与として 23 万 5,800 円の支払を受け、その主張する標準賞与額（23 万 5,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額（23万5,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る A 社における申立期間の標準賞与額に係る記録を 20 万 9,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 10 日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が正しい金額で控除されているが、当該賞与に係る標準賞与額の社会保険事務所（当時）への届出について、事業主が支給額を基にして算定した額である 20 万 9,000 円と届出すべきところ、誤って各種保険料控除後の金額を基に算定した額である 17 万 6,000 円として届出を行った。

事業主は誤りを認め、社会保険事務所に当該賞与に係る訂正届出を行ったが、既に 2 年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、記録の訂正もできないので、申立期間の標準賞与額を 20 万 9,000 円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立人に係る賃金台帳により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与として 20 万 9,400 円の支払を受け、その主張する標準賞与額（20 万 9,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額（20万9,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

青森国民年金 事案 523 (事案 395 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から51年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から51年11月まで

昭和51年12月ごろ、オレンジ色の年金手帳がA市役所から送られてきたが、旧国民年金手帳を差し替えて送り返すようにという文書と返送用封筒が同封されていたので、その日のうちに返送した。ブルーの旧手帳には、新規加入時に国民年金保険料を納付した領収印が押してあった。

国民年金保険料の納付を証明する領収書は今は無いが、長男が小学校に入学した昭和46年4月に国民年金へ加入したので、加入時期を忘れることはない。旧手帳にもその月日について角印が押してあった。

申立期間について未加入とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和46年4月ごろ、市役所で国民年金の加入手続を行い、加入時に2年間さかのぼって国民年金保険料を納付した。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、51年11月以降に払い出されている上、A市の保管する国民年金被保険者名簿により、申立人は、同年12月22日に国民年金への任意加入手続及び付加保険料の申出を行ったことが確認でき、任意加入は制度上、国民年金の加入申出を行った日から加入となり、さかのぼって加入することはできないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年7月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

このたび、申立人は、国民年金保険料の納付を証明するものとして、昭

和51年12月に市役所から年金手帳が送付されたときの封筒及び同封されていたねんきんA（51年11月発行）を資料として、また姉及び友人の証言があるとして再申立てを行っている。

しかしながら、申立人から提出された上記の封筒及びねんきんAにより、昭和51年12月に市役所から年金手帳が送付されたことを推認することはできるものの、当該資料により、申立人が申立期間において国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付したことを推認することはできない。

また、姉から聴取したところ、「妹（申立人）から自分が国民年金に加入したから私達夫婦にも加入するよう勧められたが、昭和51年以降、大学を卒業してA市に戻っていた息子に市役所から聞いてもらったところ、それまでの国民年金保険料の総額が二人分で百数十万円にもなると言われたので加入しなかった。」と証言している上、「妹（申立人）から国民年金手帳とか領収書などは見せられたことが無い。」としており、申立人の主張を裏付ける具体的な証言は得られなかった。

さらに、友人から聴取したところ、「申立人から『ねんきん特別便が来て5年間の記録が漏れている。』と聞いた。しかし、申立人とは今から約25年前に知り合ったので、昭和46年から51年ごろのことは分からない。」としており、申立人の主張を裏付ける具体的な証言を得ることはできなかった。

加えて、国民年金手帳の交付事務が開始された昭和35年度から47年7月までの国民年金手帳記号番号払出簿を再確認したが、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立人の主張と相違して、「申立人の長男の小学校入学日」は、生年月日が41年*月*日であるため学校教育法の規定により47年4月1日であり、「46年当時発行された国民年金手帳の表紙の色」は、黄土色であり、「旧手帳への角印の押印」は、同手帳には発行庁等の公印（角印）を押印する取扱いが無く、「旧手帳に押してあった新規加入時に納付した領収印」は、A市では46年4月から国民年金保険料の納付方式を納付書方式に切り替えたため、同手帳への領収記録を行っていなかったほか、申立人が長男の小学校の入学式当日に国民年金のことを教えてもらったと主張する高校の同期生からは具体的な証言を得ることはできなかった。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 56 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 56 年 9 月まで

申立期間である昭和 52 年 4 月から 56 年 9 月までの間に A 町で国民年金の加入手続を妻が行い、後日国民年金の納付書が自宅に届き、妻が A 町役場で国民年金保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びオンライン記録から、申立人は、昭和 49 年 11 月 20 日に国民年金の被保険者資格を喪失後、現在まで国民年金被保険者資格を再取得した形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立人の妻は、「私が夫の国民年金の加入手続を A 町で行った。」と主張しているものの、A 町に照会したところ、「申立期間における申立人の国民年金の加入履歴は無い。」と回答している。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムでも、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立期間は 54 か月と長期間である上、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年2月から同年7月まで(日付不詳)
② 昭和27年8月から29年12月まで(日付不詳)

申立期間①のA社については、昭和26年に学校を卒業した後、私にとって初めての正式な就職であった。当時は、印刷関係の営業を担当しており、退職後には失業保険を受給した記憶があるので、調査してほしい。

また、申立期間②のB社については、住込みで働いていた。在職中、健康保険証を使い、病院に入院した記憶があるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務していたとするA社は、オンライン記録では厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、商業登記上も当該事業所の存在は確認できない。

一方、当該事業所と社名が類似しており、申立人が名前を挙げた元同僚の一人について、申立てと重なる期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できるC社という事業所の存在が確認でき、この元同僚は、「申立人のことは覚えている。当時は印刷関係の営業を担当していたと思う。」と証言していることから、申立人が勤務していたとする事業所は、C社であったものと推認することができる。

しかしながら、この元同僚は、「自分は厚生年金保険に加入させてもらっていたが、申立人が加入していたかどうかは分からない。」と述べており、申立人の厚生年金保険料の控除等について、関連資料及び証言を得ることはできなかった。

また、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料

が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

申立期間②について、申立人の事業所の所在地、上司等に関する具体的な記憶とB社に出入りしていた元業者の証言から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立人が勤務していたとする当該事業所は、オンライン記録では厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、商業登記上も当該事業所の存在は確認できない。

また、この元業者は、「申立人がB社にいつからいつまで勤務していたか等は昔のことなので記憶が定かでない。」と述べている上、当時の事業主は既に他界しているとの証言があることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について、関連資料及び証言を得ることはできなかった。

さらに、B社の関連事業所であったとするD社、E社及びF社についてもオンライン記録で検索したが、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

加えて、申立人が入院したとするG病院は、昭和41年3月31日に閉院されていることから、申立人の主張を裏付ける関連資料を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 6 月 16 日から 13 年 4 月 19 日まで
② 平成 15 年 4 月ころから 17 年 12 月ころまで
(日付不詳)

私は、平成 11 年の秋に病気になり手術を行った際、A 病院に健康保険証を出した覚えがあり、1 か月入院した後に継続して B 社に勤務していた。

また、平成元年から 18 年まで同社の社員食堂に勤務し、2 年からは主任になった。

関連する書類は存在しないが、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社における申立人の雇用保険の被保険者記録を見ると、厚生年金保険の加入記録とほぼ一致しているものの、申立期間においては雇用保険の加入記録は確認できない。

申立期間①については、申立人と同一時期に B 社において厚生年金保険の加入記録がある元同僚 2 名は、「申立人は 60 歳の定年を迎えた後はアルバイトで勤務していた。」「申立人は平成 11 年ころ、申立人を会社まで送迎していた夫が病気になり、夫の世話のために退職した。」と証言しており、申立人が申立期間中も継続して勤務していた事情はうかがえない。

また、申立期間①のうち、平成 11 年 6 月から同年 9 月までの期間において、申立人は国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できるが、国民年金保険料を還付された記録は無い。

申立期間②については、申立人は、「平成 14 年に病気になり手術をし、

15年は1年間会社を休み、16年からは時給が610円、勤務時間は9時から15時までで、給与は月々5万円くらいもらっていたが、給与から社会保険料は控除されていなかった。」と述べており、申立期間において厚生年金保険の加入手続や厚生年金保険料の控除が行われていなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

青森厚生年金 事案 392 (事案 203 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 (日付不詳) から 35 年 4 月 30 日まで

私はA市にあったB社又はC社に従事し運転手をしていた。元同僚達の証言も得ていることから、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B社及びC社については厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認できること、ii) 申立人が名前を挙げた同僚の二人は、自らの厚生年金保険の被保険者記録があるD社について、「申立人と一緒に働いた。」と証言しているものの、一人は「具体的な時期・期間は特定できない。」とし、もう一人は「D社の詰所には個人トラック所有者も一緒だった。」と証言していること、iii) この二人の同僚は「申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたか否かは分からない。」としている上、一人は「私は、厚生年金保険の被保険者記録より2、3年前から勤めている。」と証言しているほか、このほかの同僚の三人の中には「正社員として厚生年金保険を掛けてもらうまで5か月はあったと思う。」と証言する者があり、当該事業所では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれること、iv) D社の職歴審査照会票及び被保険者原票を見ると、申立人に該当する記録は見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年6月5日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の納付を証言する者として、前回と同じ同僚の名前を挙げているが、再度、文書により当該同僚

に確認したところ、「申立人の給料から厚生年金保険料が引かれていたかは覚えていない。」との回答を得ており、その他に新たな証言は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 21 日から 43 年 9 月 30 日まで
私は、昭和 39 年 3 月から A 社 B 営業所に勤務していた。勤務してから数年後、体調を崩し 43 年 9 月に退職したが、この間の厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金として支給済みとの回答を社会保険事務所（当時）から受けたが、受給した記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が押印されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 43 年 11 月 19 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A 社を退職後、強制加入期間があるにもかかわらず、国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。